

親鸞遺文における「オハ」等の仮名遣い開始時期と異例について

— 漢文の訓点における実態調査とその位置づけ —

佐々木 勇

一 先行研究と本稿の目的

浄土真宗の開祖親鸞（一一七三—一二二六）は、鎌倉時代初中期において、独自の仮名遣いを実践していた¹⁾。この親鸞の仮名遣いは、吉沢義則「親鸞上人の写語法」に指摘されて以来、調査が重ねられてきた。

以下、本稿に拘わる親鸞自筆本に基づく仮名遣い研究を、発表時順に掲げる。

- ① 吉沢義則「親鸞上人の写語法」（『龍谷大学論叢』一九二二年十月。後、『国語国文の研究』へ一九二七年四月、岩波書店〈所収〉）。
- ② 吉沢義則「本願寺本教行信証点注の筆者について」（『龍谷大学論叢』一九二四年十一月。後、『国語国文の研究』所収）。
- ③ 藤谷一海「親鸞上人の仮名遣に就て」（『大谷学報』第六三三号、一九三六年十月）。
- ④ 梯 俊夫「真宗と国語」（『高田学報』第三二輯、一九四二年五月）。
- ⑤ 常盤井猷磨「親鸞聖人の特殊仮名遣について」（『真宗研究』2、一九五六年九月）。
- ⑥ 常盤井猷磨「親鸞聖人仮名遣概略」（『高田学報』五十輯、一九六二年十月）。
- ⑦ 小林芳規「鎌倉時代語史料としての草稿本教行信証古点」（『東洋大学大学院紀要』第二集、一九六五年九月）。
- ⑧ 安田 章「仮名資料」（『国語国文』第四一卷第三号、一九七二年三月。後、『仮名文字遣いと国語史研究』へ二〇〇九年、清文堂〈に収載〉）。
- ⑨ 山内育男「かなづかひの歴史」（『講座 国語史 音韻史・文字史』へ一九七二年九月、大修館書店〈〉）。

以上、真宗学・国語学の両分野で、当時刊行されていた親鸞自筆本教本の複製、または大正新修大藏經・親鸞全集等の活字本に依拠して、研究成果が積み上げられた²⁾。

これらの諸論考により、次のことが明らかになった。

○親鸞は、「をば・をも・をや・をか」を「オハ・オモ・オヤ・オカ」とする仮名遣いを、実践した。(論文①～⑨)

○字音を含め、二音節以上から成る語の第一音節には「オ」が用いられる。(論文⑤⑥⑦)

○しかし、平仮名書簡では、「をば・をも」と表記している。(論文⑤⑧⑨)

○平仮名書簡であっても、法語的な内容のものには、「おも」を使用している。(論文⑧)

○「スナワチ・アワレ・アルイハ・オム(御)・ネムコロ・ム(助動詞)」などにも、親鸞独自の仮名遣いが存した。(論文④⑥)

この後、一九七四年・七五年に、「親鸞聖人真蹟集成」全九巻(法藏館)が刊行され、仮名遣い研究も転機を迎えた。

⑩門川徹真「真蹟本に見る親鸞聖人のかの用法」(「真宗研究」第二輯、一九七六年十二月)。

文暦二年(一二三五)書写『唯信抄』平仮名本以下、多くの自筆本・転写本を調査し、親鸞の仮名遣いに例外が見られなくなるのは八十五歳以降である、とした。

⑪金子彰「親鸞の仮名づかい」(「国文学攷」第七六号、一九七九年一月)。

他者の著書を転写する場合にも、この仮名遣いを実践していること、「ハ・ワ・ヒ・イ・キ・フ・ウ・ヘ・エ・オ・ホ・ヲ」の仮名遣いについても、同一語を一定の仮名遣いで表記する原則が見られることを指摘した。

この⑩⑪論文公表以降、親鸞の仮名遣いに関する論文は発表されなくなった。

しかし、次の課題が残されたままとなっている。

1. 親鸞は、この仮名遣いを、いつから実践していたのか。
2. 漢文の訓点における仮名遣いの実態は、いかなるものであったのか。
3. オハ等の仮名遣いを行なわない文献・用例が存することを、いかに説明するか。

本稿は、親鸞遺文全体を調査し、右の点について考察を加えることを目的とする。

二 「オハ」等の仮名遣い開始の時期

1. 西本願寺藏『観無量壽經註』における仮名遣い

指摘されてきた親鸞の仮名遣いの開始時期を知るためには、文暦

二年(二二三五)親鸞六十三歳時書写の専修寺藏『唯信抄』平仮名本よりも早い、親鸞自筆本が必要である。

現存最古の親鸞遺文として、西本願寺藏『阿弥陀経集註』『観無量壽経集註』が知られている。この本文書写・註釈は、一二〇四(六年(親鸞三十二)三十四歳)頃になされた、と見られており、註の漢文には、朱筆で、訓読のための訓点(3)が記されている。

その朱筆は、両経本文校異・声点・親鸞独自の字音仮名遣いによる仮名音注の朱筆と、同筆と見られる。その声点加点は、それが示す呉音声調の分析から、鎌倉時代極初期の実態を示す、と考えられる。(4)

したがって、本資料朱筆の仮名遣いを調査することで、文暦二年(二二三五)書写『唯信抄』平仮名本よりも三十年ほど早い時期の、親鸞の仮名遣いを知ることができる。(5)

西本願寺藏『観無量壽経註』訓点における和語の仮名遣いは、次の通りである。(6)

A. 「をば」等の仮名遣い

誠言^ヲハ(裏九二) 佛語^ヲハ(裏九三) 衆生^ヲハ(裏二八17)

何者^ヲカ(裏二五九) 何者^ヲカ(裏二六六) 何等^ヲカ(裏二五

二)

他^ヲモ(裏六14)

右のとおり、親鸞は、三十代前半の西本願寺藏『観無量壽経註』訓点加點時、いまだ、「オハ・オカ・オモ」の仮名遣いを行なっていない。(本資料に、「オヤ・ラヤ」の例は無い。)

なお、「ヲモテ・ヲシテ」も、後の親鸞遺文同様、ヲーとしている。六通^ヲモテ(裏一九) 衆寶^ヲモテ(裏二四三) 香華^ヲモテ(裏二五10) 信心^ヲモテ(裏二七八)

於^ヲシテ苦者(裏六八) 者^ヲシテ(裏九17・裏一三14・裏一四二) 衆生^ヲシテ(裏一三13) 信者^ヲシテ(裏一四二) 惡神^ヲシテ(裏一九四)

B. 語頭「オ」の仮名遣い

a. 歴史的仮名遣いに一致する例

發^オクス(六〇下14) 起^オコレリ(裏一四三) 起^オクスニ(裏二五4)
オモフテナリ(裏一四二) 欲^オオモハム(裏二五二) 自^オツツカラ(裏二七17)
オレカ(裏二八三) 未ス措^オカ(裏九六) 課^オオホス(裏二七7) 同(裏二九4)

b. 歴史的仮名遣いに一致しない例

終^オハリ(裏三10) 畢^オテ(裏五〇三) 教^オシヘテ(裏五四4) 収^オサムルニ(裏二七7)

右の如く、歴史的仮名遣い「をー」の語を含め、オで始めることで通している。

C. 右以外の仮名遣い

右以外に、鎌倉時代において仮名遣いの揺れが見られる語は、次のように書かれている。

a. 歴史的仮名遣いに一致する例

- たまふ―説タマハ(裏二二11) 不捨テタマハ(裏二八7) 不捨テタマハ(裏二八17) 不三離レタマハニ(裏二九7) 説タマフ(裏二九14) 攝護シタマフ(裏二八17) 影ト現シタマフ(裏三一1) 勸メタマフテ(裏二七4) 接化マフ(裏二七8) 照シタマフ(裏二八16) 照タマフニ(裏二八6) 讚嘆シタマフニ(裏二八8) 説タマフトモ(裏二八16) 勸メタマヘリ(裏二七1) 擁護シタマフ(裏二九3) 護念タマフ(裏二九5) 成リタマヘリ(裏二九9) 顕シタマヘリ(裏三三10) 道成ヘリ(裏二〇9) いふ―摺(裏八12) 摺(裏九10) 云(裏八13) 言フ(裏二二9) 者(裏九9) 言フヤ(裏九9) 言フヤ(裏九9) 雖フトモ(裏九14) 意トイフコトヲ(裏五7) 言ヘリ(裏一〇5) もちある―須モチキルカ(裏二五4) 須キル(裏六八9) 用キルニ(裏二七16) あふ―遇フ(裏二八10) 難キニ逢ヒ(五〇5) 逢ヘリ(裏二7) つかはす―遣^{ツカハシテ}(裏一九3) 遣ハシテ(裏二九5) たとひ―但^{タトヒ}使(裏八8) 縦使ヒ(裏一〇10・裏二16) とふ―不三問ニ(裏二九6) あひ―相ヒ似ルコトヲ(裏九14) おほふ―覆フテ(裏二七17) きこゆ―不^{キコエ}聞(裏二八12) さはり―鞞^{サハリ}(六〇下12) たづさふ

b. 歴史的仮名遣いに一致しない例

- むかふ―向^{コフ}フル(裏二七4) をはる―終^{ツク}ハル(六〇下3) ゆゑに―所^{コト}以^{ユヘニ}(裏二二14) そゑに―所^{ツク}以^{ユヘニ}(裏九14) b 歴史的仮名遣いに一致しない二例の内、「ユヘ」は、藤原定家『下官集』の仮名遣いと一致するもので、「故」の当時一般的な仮名表記であった、と考えられる。

しかし、定家は、「そゑに」を、歴史的仮名遣いと同じく「そゑに」と書く(「そゑにととすればかきかすればあないひしらずあふささるさに」へ伊達本『古今集』一〇六〇番)。親鸞は、これと異なる⁷⁾。

これら「キコエ・タエ・ユヘ・ソヘニ」等は、親鸞六十歳代以降の書写・加點文献によつて、先行研究で指摘されてきた親鸞の仮名遣いと一致する。

以上、特徴的と言われる仮名遣いのうち、「オハ」等の仮名遣い以外は、三十代前半の時点ですでに実践されていたことが知られた。

2. 坂東本『教行信証』における「オハ」等の仮名遣い

では、「オハ」等の仮名遣いは、いつから始まったのであろうか。右に次いで若い時の親鸞遺文は、坂東本『教行信証』の前期書写部分である。⁸⁾

A. 先行研究

親鸞自筆坂東本『教行信証』の仮名遣いについては、西本願寺本および専修寺本『教行信証』同様、原則として、「オハ・オヤ・オカ」と書くことが、②論文において言われていた。

②論文は、坂東本『教行信証』における右の仮名遣いの例外として、次の例を挙げる。⁹⁾（／は、改行を示す。以下同じ。）

況ヤ汝ヲ癡人食フニ唾ツハキラ一者ノヲ／乎ヤト(三153.3) 非ルヲハ(五25.2)
何等ヲカ(六本74.5)

在世・正法・像末・法滅・濁悪ノ群萌斉 悲引 也ヤ(六本81.2) 持(上濁)戒(平)ヲヤ(六本95.4)

また、⑦論文は、その仮名遣いの例外四例(②論文と同じ三例を含む)を指摘している。

非ルヲハ(五25.2) 何等ヲカ(六本74.5)
持(上濁)戒(平)ヲヤ(六本95.4) 念(オモ)ヲヤ(三129.4)

そして、右四例は、いずれも「第一次A類」の仮名(全巻に亘って見られる大きく太い、もつとも早い時期に加点された仮名)であ

る、とする(⑦論文50頁)。この四例をもって、⑦論文は、坂東本『教行信証』が「唯信抄(平仮名本)」書写時である「康元元年より以前に書き加えられた証」としている。坂東本『教行信証』書写加點時には、いまだ、「オハ・オヤ・オカ」の仮名遣いが徹底していなかった、という解釈である。¹⁰⁾

その後、⑩論文は、「ヲハ」を「オハ」に訂正した次例を指摘した。

出スオヲに重書者(六本34.4) 出ルオヲに重書者(六本34.7)

その上で、「聖人のかなづかいとしてオによる場合が多いのは他と変わりないとしても、ヲによる七例の中でヲヤの五例が目につく。この点は漢文の文体から来ている様である。」と、他の仮名聖教と漢文訓点資料である『教行信証』との差に触れている。重要な指摘である。

右の諸論文で、訂正例を含め、坂東本『教行信証』訓点におけるヲハ―三例、ヲカー―一例、ヲヤー―四例が指摘された。

B. 坂東本『教行信証』における「オハ」等の仮名遣い

次に、坂東本『教行信証』全体の、私の調査結果を示す。¹¹⁾

「オハ」(二一例。内、前期筆跡部分一九例、後期筆跡部分二一例。)

念佛ノ衆生(オハ)攝取シテ不ストニ捨タマハ一(二一例93.4) 唯除クトニ五逆

ト誹謗正法トオハ^一 (二二) 114.5 使ムオハ^下 立セ中无上正真之道ヲ上 (二二) 115.7 唯除クト下造リ^二 无間惡業ヲ^一 誹謗セムオハ^中 正法及諸ノ聖人ヲ^下 (三九.2) 唯除クト^二 五逆ト誹謗正法トオハ^一 (三三.9.5) 唯除ク^二 五逆ト誹謗正法トオハ^一 (三三.14.7) 佛ノ遣シメタマフオハ^二 捨^一者即^二 捨テ佛ノ遣シメタマフオハ^一 行セ^一者即行ス^一 佛ノ遣シメタマフ^二 去^一處オハ^二 即去スツ (三三.19.6) 佛ノ印可者シタマフオハ^一 即隨順ス^二 佛之正教^一 (三二.21.2) 是ノ故ニ^一 佛ノ所説トオハ^一 即一切佛同シク證誠シタマフ^二 其事ヲ一也 (三三.24.3) 念念ニ不^レ捨者オハ^一 才は擽り消しか^二 是ヲ名ク^一 二正定之業ト^一 (三三.24.7) 不善ノ三業オハ^一 必ス須^レモチキヨ^二 眞實心ノ中ニ捨ス^一 テタマヘルヲ^一 (三三.47.3) 所説之法オハ^一 作セ^二 甘露ノ想ヲ^一 作セ^二 醒醐ノ想ヲ^一 其レ聽法ノ者ヒトオハ^一 作セ^二 增長勝解ノ想ヲ^一 作セ^二 愈病ノ想ヲ^一 (三三.91.3) 大王ノ夫人^一 欲オモフオハ^三 見ト^二 父ノ王ヲ^一 不^レ審イフカシ^一 聽ユルシテムヤ^二 不ヤト (三三.157.2) 除ク^下 (略) 使ムムオハ^中 立セ^中 无上正真之道ヲ^下 (四二.22.2) 弥陀ノ妙果オハ^一 号シテ曰ワト^二 无上涅槃ト^一 (五六.9.5) 上品懺悔者ハ^一 身ノ毛孔ノ中ヨリ血ヲ流シ眼ノ中ヨリ血出スオヲ^一 重書ハ^二 者名ク^一 上品ノ懺悔ト^一 (六六本 34.4) 下品ノ懺悔者ハ^一 偏身^一 徹トオリ熱アツク眼ノ中ヨリ涙ヲ出ルオヲ^一 重書ハ^二 者名ク^一 下品ノ懺悔ト^一 (六六本 34.7) 左道亂群オハ^一 殺ス之^一 (六六本 69.5)

「オカ」(二八例。内、前期筆跡部分二一例、中期筆跡部分二例、後期筆跡部分五例。)

何者ノオカ名テ之ヲ為スルニ正法ト^一 (二二) 78.5 何等ヲオカ為スルニ四ト

一 (三三.87.3) 何等ヲオカ名テ為スルト^二 不^レ放逸ノ者ト^一 (三三.130.1) 何等ヲオカ名テ為スルト^二 二月愛三昧ト^一 (三三.130.7) 問曰幾イクハクノ時オカ名テ為ルヤ^二 一念ト^一 (三三.169.7) 何者ノオカ為スル四ト^一 (四二.26.3) 何等オカ^一 為スル四ト^一 (五二.23.5) 何等オカ^一 為スル四ト^一 (五二.26.1) 何等オカ^一 為スル三ト^一 (六六本 31.6) 何等オカ^一 為スル四ト^一 (六六本 70.5) 云何ルオカ名テ為スル^二 聞不具足ト^一 (六六本 72.6) 何等オカ^一 為スル三ト^一 (六六本 73.7) 何オカ名ケム^一 毀法ト^一 (六六本 101.4) 誰オカ名ケム^一 破戒ト^一 (六六本 101.4) 何ニ者ノオカ^一 為スル二四ト^一 (六六本 3.5) 何ニ者モノオカ名テ為スル^二 有六時ト^一 也ヤ (六六本 43) 何等ヲオカ^一 為スル二ト^一 (六六本 14.7) 何等ヲオカ^一 為スル二五ト^一 (六六本 41.5)

「オヤ」(五例。内、前期筆跡部分四例、後期筆跡部分一例。)

因果既ニ亡シテ則形タチト名ナト頓ニ絶タフルオヤ也 (三三.88.1) 如ノ是^一 死魔オヤ (三三.159.8) 何況無戒オヤト (六六本 95.6) 破戒尚爾ナリ何ニ況ヤ無戒オヤ (六六本 99.4) 豈アニ一聖之説ニ有オヤ^二 兩判之失トカ^一 (六六本 99.5)

「オモ」は例が無く、「ヲモ」の例が前期筆跡部分に一例存するのみである。

火ヲモ (二二) 62.8

右拳例の数のみを左にまとめる。(訂正例は、訂正前と訂正後との両者に含める。)

オハ^一 二二例 オカ^一 一八例 オヤ^一 五例 オモ^一 (無し)

ヲハ―三例 ヲカ―一例 ヲヤ―四例 ヲモ―一例

右のとおり、オヤ・オモについては、これが原則とは言えない。

3. 「オハ」等の仮名遣い開始の時期

親鸞は、三十代前半の西本願寺蔵『観無量壽経註』加点時においては、「オハ・オカ・オモ」の仮名遣いを行なっていなかった。（ただし、後の親鸞遺文に見られる、「オハル」（終）、「オシフ」（教）、「ユハ」（故）等は、すでに実践していた。）

五十八歳から執筆が始まったと考えられている坂東本『教行信証』の訓点では、オハ・オカとされていた。（ただし、オヤ・オモは原則とは言えない状況であった。）

すなわち、注目を集めてきた、オハ等の仮名遣いは、親鸞三十代後半～五十八歳までのどこかで開始されたことになる。

三 親鸞遺文全体における「オハ」等の仮名遣い

従来の研究では、仮名遣いの問題であるため、平仮名文・片仮名文を、主な調査対象としていた。

しかし、坂東本『教行信証』を含めた、漢文への訓点における仮名遣いをも調査し、平仮名文・片仮名文と区別した上で、総合的な考察を加えるべきであろう。

そこで、『増補 親鸞聖人真蹟集成』全体について、書写・加

時における年齢と、対象文献（対象部分）の表記形態とを区別して、オハ等の仮名遣いを調査した。その用例数をまとめたものが、後掲の別表である。⁽¹²⁾

自筆本に限ったため得られた用例数は少ないものの、別表から、次のことが知られる。

1. 漢文の訓点では、教行信証（前期筆跡部分）加点時から晩年まで、「オハ」等の仮名遣いが徹底していない。
 2. 平仮名書簡は、「をは」「をも」とされる。
 3. しかし、平仮名の聖教、および、それに類する平仮名書簡では、「おは」等を原則とする。
 4. 片仮名文では、「オハ」等を原則とする。⁽¹³⁾
- すなわち、親鸞は、仮名書き聖教にはオハ等の仮名遣いを徹底させようとしたものの、私的な平仮名書簡にはそれを及ぼさなかった。また、漢文の訓点では、オハ等の仮名遣いを徹底させなかった、と考えられる。

四 例外的な文献・用例出現理由の解釈

本節では、原則から外れる例について、考察を加える。

1. 漢文の訓点における「ヲハ」等

早期書写加点になる西本願寺蔵『観無量壽経註』の訓点では、オ

ハ等の仮名遣いが行なわれていなかった。その後、坂東本『教行信証』前期筆跡部分の訓点以降、オハ等の仮名遣いが見られたものの、晩年まで、漢文の訓点では、この仮名遣いは徹底していない。たとえば、坂東本『教行信証』における「ヲハ」等は、次のように加点されていた。

何等ヲカ(六本 74.5) 持戒(平)ヲヤ(六本 95.4)

オハ等の仮名遣いは、自立語の語頭をオとする仮名遣いに遅れて始まったことから、語頭オの仮名遣いを助詞に敷衍させて、まとまりを示し、読み取りを容易にすることがねらいであった、と考えられる。

しかし、漢文訓読では、右のような場合、あえて、オカ・オヤとせずとも、「ヲカ」「ヲヤ」が一纏まりであることは明らかである。

左の「漢字」(活用語尾)「ヲハ」型も、これに準ずる。

非ルヲハ(五 25.2) 出ルヲ(ヲに重書) 者(六本 34.7) 出スヲ(ヲに重書) 者(六本 34.4)

訂正された右第二・第三例の「オハ」は、「者」に「ハ」が対応していることも、はじめに「ヲハ」と加点された理由であろう。

同様に、左は、「邪・乎・也」に「ヤ」が対応している。

オモフヲ 念 ヲヤト(三 129.4) 況ヤ汝チ癡人食フニ唾ツハキヲ一者ノヲノ乎ヤト

(三 153.3)

在世・正法・像末・法滅・濁悪・群萌斉(ヒトシク) 悲引シタマフヲ也ヤ(六

本 81.2)

他の漢文訓点資料における次例も、同様である。

『浄土三経往生文類 略本』

唯タ、除カムト造ツクリ下无間悪業ヲ一誹謗セムヲハ中 正法及ヨヒ諸ノ聖人

ヲ上(7頁)

其ソノ道場樹ノ无量ノ光色アテ高タカササ四百萬里ナルヲ者ハ不シト三取ト

ヲ二正覺ヲ一(27頁)

『浄土論註』

此ノ善根ハ生セル二何一等ノ相ヲカ(下 54)

恐・更ニ生セムヲヤニ生(去)ノ惑マトヒヲ一(下 57)

右のごとく、漢文の訓点では、オハ等の仮名遣いによって、これらを一纏まりとして示す必要性が低いことは認められよう。そのため、この仮名遣いが徹底されていないもの、と考えられる。

また、オハ等の仮名遣いを徹底していないのは、親鸞が、学力・読解力の高い読者を想定して、漢文への訓点加点を行なったこととも関係するのかもしれない。

2. 書簡における「おも」

先行研究に指摘されるとおり、親鸞八十三歳の折の、自筆第三通書簡「笠間の念仏者の疑ひ問はれたる事」には、一例ながら「おも」が存する。

餘の善根を 行する人を そしることなし この念佛する人を

にくみそしる人おも にくみそしること あるへからす (第三通書簡)

右の例は、この書簡が聖教に準ずるものであるため「おも」とさる、と説明されている(⑧論文)。

他の書簡では、次の如く、「をも」と表記されている。

ひとこゑをも となへ もしは 十念をもせんは 行なり

(第四通書簡)

ひたちの人くはかりそ このものともをも 御あはれみ あはれ候へからん (第十二通書簡)

第三通書簡と、他の書簡とは、形式上、次の差が存する。

第三通書簡―連綿が少なく、字の大きさが揃っている。

他の書簡―連綿が多く、付属語は、自立語に比して、小さく

書かれる場合が多い。

連綿が少なく、仮名文字の大きさが比較的揃っている第三通書簡

は、形式上、平仮名本『唯信抄』に類似している。「建長七歳乙卯

十月三日／愚禿□□十三歳書之」の奥書から、消息とは言いがた

く、内容からも法語と考えるべきである、という指摘もなされて

いる。¹⁵⁾

親鸞は、聖教では、平仮名書きであっても、連綿を多用せず、字の大きさを揃えて書写したものと見られる。

連綿させれば、語句の切れ続きを、それによって示すことがで

きる。¹⁶⁾

よって、連綿が少ない平仮名本『唯信抄』および第三通書簡の「おも」等は、「お」に続く文字と「お」とが一纏まりであること、「お」で切れないことを、語頭に用いる「お」によって標示したものの、と考えられる。

平仮名本『唯信抄』に、朱の句切り点によって、文節にほぼ相当する纏まりが示されているのも、連綿が少ないこの文献では、連綿以外の方法で、語句のまとまりを示す必要があったためであろう。

3. 平仮名本『唯信抄』における「をも」

平仮名本『唯信抄』中、左が、唯一の「を―」の例である。

みにとりて・は、かるへく・はちかましきことをも・人に・あ

らはし・しらせて・かへりて・放逸无慚のとかを・まねかむと

す・(19.3)

これのみを、「をも」とする理由は不明である。しかし、この箇所では「越」の仮名を使い、直上の「と」と連綿させていることから、「ことを」のまとまりを意識しての「を」使用であることが考えられる。

本資料中、「おも」とされるのは、左の八例である。

その、ち・經おも・よみ・餘佛おも・念せむと・いつれか・す
くれたるへき・(2.4) 醫師おも・陰陽師おも・信すること・

なければとも・(50.4) うちに・にかき・あちわいおも・なめ・
 みに・いたはしき・療治おも・くわう・(51.5) 佛力无窮な
 り・罪鄣深重のみを・おもしとせず・佛智无邊なり・散乱放逸
 の・ものおも・すつることなし・(27.2) もしこの・まつり・し
 たらは・いのちは・のひなむといへは・たからおも・おします・
 ちからを・つくして・これを・まつり・これを・いのる・(52.3)
 これらは、いずれも、対象並置のために重ねて用いられた「お
 も」か、対句として、「のみを」「を」に対応する用例であつて、は
 じめに掲げた「をも」とは、用法が異なる。これも、はじめの例の
 み「をも」とされた理由なのかもしれない。

4. 片仮名文における「ヲハ」等

①『西方指南抄』

親鸞八十四・五歳書写『西方指南抄』の異例は、左のようなも
 のである。

「ヲハ」

悪ヲハ・サレハ・佛ノ・御コ、ロニ・コノツミ・ツクレトヤ
 ハ・ス、メサセタマフ・(下本 82.5) モシハ・信セ・サラムモ
 ノヲハ・ヒサシク・地獄ニ・アリテ・マタ・地獄へ・カヘルへ
 キ・モノナリト(下末 202.3)

「ヲヤ」

コトワリヲヤ・申ヒラキ・候ト・オモヒ候ホトニ・ヨク・オホ
 ク・ナリ候ヌル・(下本 129.1)

「ヲモ」

ヨク、・・・往生ヲ／モ・ネカヒ・念佛オモ・ハケマセ・タマヒ
 テ・(下本 89.3)

これらは、いずれも法然の書簡を引用した例であり、法然書簡の
 仮名遣いがそのまま残つたものであろうことが、⑪論文で説かれて
 いる。

法然自筆の当該書簡は伝わらないものの、現存法然書簡では、「を
 は・をも」と仮名表記されている¹⁷⁾。よつて、『西方指南抄』のヲハ
 等は、法然書簡の仮名遣いが残存したものであるとする説に、従う
 べきであらう。

なお、書簡ではなく、法然の説法を引用した部分にも、左の「ヲ
 モ」一例が有る。

三論ノ學者ハ・淨影大師ヲ／モ・ウラヤミ・(上末 46.6)

これも引用によるために底本の仮名遣いが残つた「ヲモ」と解
 釈可能である。「ヲ」で改行していることも、纏まり意識の弱さを
 反映しているのであろう。右、書簡引用箇所「ヲモ」も、「ヲ」
 が行末となる例であつた。

②西本願寺藏『唯信抄』

『西方指南抄』以外では、西本願寺藏『唯信抄』の次例が、片

仮名文における唯一の異例である(専修寺藏信證本『唯信鈔』(101.2)の対応箇所も同様)。

モシ・シカラハ・五戒ヲ・タニモ・ナホ・サエス・イハムヤ・

十念ノ功德ヲヤ・(106.5)

右の箇所では、ヲが小書き右寄せにされているため、「ヲ」と「ヤ」とを、別語と認識したものと見られる。

しかし、親鸞は、文末の「をや」を、すべて「ヲヤ」と書いたのではない。西本願寺藏『唯信抄』内でも、他二例は、「オヤ」とする。

イハムヤ・ツミ・五逆ニ・イタラス・功十念ニ・スキタラム

オヤ・(77.1)

イハムヤ・五戒ノ少善オヤ・(108.3)

西本願寺藏『唯信抄』では、「イハムヤ」を承ける「オヤ」を一纏まりとして捉えるか否かが、場合によって異なり、仮名表記はその揺れを反映している、と解釈される。

五 結論

本稿では、親鸞遺文全体を対象として、オハ等の仮名遣いの実態を調査した。

その結果、次のことが知られた。

1. オハ等の仮名遣いは、自立語の語頭をオとする仮名遣いを敷衍させたものとして、三十代後半～五十八歳までのある時点で

開始された。

2. この仮名遣いは、漢文の訓点においても見られるものの、訓点では不徹底である。

3. オハ等の仮名遣いの目的は、語句の纏まりを明示することであった、と考えられる。そのため、連綿によってそれが可能な書簡には及んでいない。また、一纏まりと認識していなかったと判断される箇所の「ヲヤ」「ヲモ」に仮名遣いの異例が見られるのも、このためである。

注

(1) ただし、親鸞は、自らの仮名遣いを、親族・門弟に伝授・推奨しなかつたらしく、同時代または後世の文献に、親鸞の遺文を正確に筆写したものの以外、親鸞と同じ仮名遣いで書かれた文献を見出せない。

(2) ①吉沢論文以外は、真宗学・国語学の双方が、お互いの研究成果を参照することは少なかつたらしい。

(3) 『親鸞聖人真蹟集成 第七卷』(二九七三年、法蔵館)解説、参照。

(4) 佐々木勇「吳音一音節去声字の上声化の過程」(『鎌倉時代語研究』第十輯(一九八七年、武蔵野書院))、参照。

(5) ただし、『阿弥陀経集註』には、和語の朱筆書き込みが存しない。そのため、以下、『観無量壽経註』の訓点を対象とする。

(6) 算用数字のみは本文の所在行、漢数字と算用数字は註の所在である。裏書きの例には「裏」を冠す。註の所在は、『増補親鸞聖人真蹟集成』の頁数(漢数字)と行数(算用数字)とで示す。

(7) 「ソヘニ」は、「其故に」の略である(『岩波古語辞典補訂版』(一九七

四年、岩波書店）可能性が高いため、親鸞の仮名遣いは、合理的で一貫したものである。

(8) 重見二行「教行信証の研究」(一九八一年、法蔵館)、鳥越正道「最終稿本教行信証の復元研究」(一九九七年、法蔵館)、参照。

(9) 実例を確認し、不適な例は除外した。所在は、『親鸞聖人真蹟集成』の頁数行数で示す。以下、同じ。

(10) なお、⑦論文は、語頭「オ」の仮名遣い、および、語中尾ハ行音の仮名遣いその他についても調査し、語頭では、「オ」を原則とし、同一語は同一の仮名遣いで表記する傾向があることを述べる。

しかし、これにも例外が存する。その例外は、「第二次点」「第三次点」と認定された調点に多い。

(11) 「ヲモテ・ヲシテ・ヲタニ」と表記されることは、先行研究の指摘通りである。次のように、「を」と「もて」とを、句切り点で親鸞が分けた例があるため、これらは、一纏まりとは判断していかないであろう。

外相には・よを・いとふよしを・もて・なし・ほかには・善心あり・
(平仮名本『唯信鈔』17.1)

よって、「ヲモテ・ヲシテ・ヲタニ」は、以下の検討から除外する。
また、次の例は別筆と見て、除外した。

今信知シテ下弥陀ヲ本弘誓願ヲハ案筆ヲ上(三三37.5)

なお、注(8)鳥越著書で別筆とされる範囲の用例に、以下のものがある。
阿オハ名ク無ニ一禰多羅ヲ名上ニ一三貌ヲ名ク正ニ一三ハ名ク偏ニ三菩提ヲ

オハ名ク道ニ(二112.1)
(12) 訂正された例は訂正後の欄に算入している。

なお、坂東本『教行信証』は、長期間に亘つての加筆・修正がなされている。したがって、前期筆跡部分の調点が六十歳頃の加点はばかりとは限

らない。しかし、訂正の筆の年代判定が困難であるため、今は、本文筆写時の欄に所屬させることとする。

(13) 片仮名文は、晩年の書写文獻しか現存しない。しかし、「已上高僧和讃百十七首／彌陀和讃高僧和讃都合／二百二十五首／寶治第二(二二四八)戊申歲初月／下旬第一日釋親鸞(七十六歳)／書之畢／見写人者必可唱南无／阿弥陀佛」の奥書を持ち、親鸞七十六歳の書写本を忠実に写したと考えられた専修寺蔵「浄土和讃」「浄土高僧和讃」も、「オハ」二四例・「オモ」七例、「ヲハ」「ヲモ」は共に例が無いことから、片仮名書きの聖教でも、遅くとも七十歳代において、オハ等の仮名遣いが実践されていた、と考えられる。

(14) 佐々木勇「鎌倉時代における舌内入声音の諸相」(『鎌倉時代語研究』第三輯、二〇〇〇年十月)、参照。また、漢文の訓読においては、全体の言語量に対する、「ヲハ」「ヲモ」加点数の割合が、片仮名文に比して低いことも、オハ等の仮名遣いが徹底していない理由なのかもしれない。

(15) 永村 真「親鸞聖人の消息と法語」――主に高田専修寺所蔵自筆「消息」を通して――(『高田学報』第九四輯、二〇〇六年三月)。

(16) 遠藤邦基「句読法の史的考察」――「句ヲ切ル」注記の意味――(『関西大学文学論集』四六巻三号、一九九六年二月。後、遠藤邦基『読み癖注記の国語史研究』(二〇〇二年、清文堂出版)に所収)、小松英雄「日本語書記史原論」(一九九八年、笠間書院。二〇〇〇年補訂版、二〇〇六年補訂版新装版)第七章、加藤良徳「連綿の機能からみた仮名文の書記システム」(『名古屋大学国語国文学』八六号、二〇〇〇年七月等)、参照。

(17) 『日本名跡叢刊 鎌倉』源空消息 證空消息 熊谷直實誓願状 迎接曼荼羅由来(一九八一年、二玄社)に依る。

別表 親鸞遺文におけるオハ等の仮名遣い

年齢	対象文献(対象部分)	本文	オハ	オモ	オカ	オヤ	ヲハ	ヲモ	ヲカ	ヲヤ
32~34歳頃	阿弥陀経・観無量壽経註	漢文					3	1	3	
58~63歳頃	教行信証(前期筆跡部分)	漢文	19		11	4	3	1	1	3
63歳頃	見聞集(涅槃経)	漢文								1
63歳頃	見聞集(浄土五會念佛略法事儀贊)	漢文								
70歳頃	教行信証(中期筆跡部分)	漢文			2		1		1	
70歳以降	大般涅槃経要文	漢文			3					
80歳以降	教行信証(後期筆跡部分)	漢文	2		5	1				1
83歳	浄土三経往生文類 略本(漢文部分)	漢文	2				2			
84歳頃	浄土論註	漢文	3	5	3	1			1	2
84・85歳	西方指南抄(漢文部分)	漢文				1				
	小計	漢文	26	5	24	7	9	2	6	7
63歳頃	平仮名本 唯信鈔	平仮名文	6	8		3		1		
83歳頃	書簡(三)	平仮名文		1						
84歳頃	書簡(四)	平仮名文						2		
85歳頃	書簡(八)	平仮名文					1			
85歳頃	書簡(九)	平仮名文					2			
85歳頃	書簡(十)	平仮名文					2			
91歳	書簡(十二)	平仮名文						1		
	小計	平仮名文	6	9	0	3	4	4	0	0
83歳	尊号真像銘文 建長本(片仮名文部分)	片仮名文	3							
84・85歳	西方指南抄(片仮名文部分)	片仮名文	109	67	8	19	2	2		1
85歳以前か	西本願寺本 唯信抄	片仮名文	8	15		2				1
85歳	正月十一日本 唯信鈔文意	片仮名文	7	1						
85歳	一念多念文意	片仮名文	12	11						
86歳	尊号真像銘文 正嘉本(片仮名文部分)	片仮名文	5	2						
	小計	片仮名文	144	96	8	21	2	2	0	2
	合計		176	110	32	31	15	8	6	9

注 平仮名書きの用例数も同じ欄に含めた。空欄は、用例が無いことを示す。
当該文献・対象部分に用例が存しない場合は、掲出を省略した。